

平成30年度（一社）越前市観光協会 観光バスツアー助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、越前市への観光バスでの来訪者数を増加させるため、市内で周遊観光をするバスツアー（以下「ツアー」という）を実施するもの（以下「助成対象者」という）に対し、（一社）越前市観光協会 観光バスツアー助成金（以下、「助成金」という）を交付することについて、（一社）越前市観光協会補助金等交付規則（以下「交付規則」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第2条 この要綱に基づき交付する助成対象者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 越前市以外からのツアーであること。
- (2) 第3種旅行者以上の登録をしている事業者であること。
- (3) 添乗員、乗務員等を除くツアーの参加者が15人以上であること。
- (4) 別表の観光バスツアー助成対象施設（以下、「対象施設」という）において、食事・体験・宿泊のいずれかひとつ以上を行い、かつ、別の対象施設に立ち寄ること。
- (5) ツアーの参加者が特定の政治又は宗教活動を目的とした団体でないこと。

（助成金の額）

第3条 助成金の額は次の表のとおりとする。

① 食事または体験の場合	助成金額	② 宿泊の場合	助成金額
食事または体験	300円/1人	宿泊	800円/1人
市内観光施設立寄り			
	+		+
広告掲載活動を行う募集型企画の場合	20,000円/1企画	広告掲載活動を行う募集型企画の場合	20,000円/1企画

※食事・体験かつ宿泊をした場合は、宿泊の助成を対象とする。

※助成額は1事業所あたり、1企画の申請につき17万円を上限とする。

※食事または体験については、1名あたりの合計金額が500円以上のものを対象とする。

※広告掲載活動を行う募集型企画は、ツアーの内容が越前市のPRに繋がると認められるものを対象とする。

※助成金は予算の範囲内で交付するものとし、越前市が実施する他の助成、補助金を受ける場合は助成しない。

（助成金の交付の申請）

第4条 助成金の交付を申請しようとするもの（以下「申請者」という）は、ツアー出発日（募集型企画旅行の場合は、ツアー出発初日）の2か月前の同日から2週間前までに、次に掲げる書類を（一社）越前市観光協会会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

- (1) 観光バスツアー助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 行程表（ツアー名、行程がわかるもの）
- (3) 一般参加者募集媒体等（広告掲載活動を行う募集型企画の場合のみ）

(助成金等の交付の決定及び通知)

第5条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めるときは速やかに助成金の交付を決定し、観光バスツアー助成金交付決定通知書（様式第2号。以下「通知書」という）により、申請者に通知するものとする。

(ツアーの中止等)

第6条 申請者は、前条の交付の決定及び通知を受けたツアーが中止または参加者が15人未満となった場合は、ツアー実施予定日までに通知書により当協会へ報告しなければならない。

2 前項によるツアーの中止等の報告があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告及び助成金の交付請求)

第7条 助成金の交付の決定を受けた者は、ツアー実施後1か月以内に次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 観光バスツアー実績報告書（様式第3号）
- (2) 行程表（ツアー名、行程がわかるもの）
- (3) 食事・体験、宿泊、立寄り証明書（様式第4号）
- (4) 食事・体験代、宿泊代の領収書、クーポン等の写し（日付・人数が明記されているもの）
- (5) 観光バスツアー助成金交付請求書（様式第5号）

(交付金額の確定及び交付)

第8条 会長は、前条の実績報告書を受けた場合においてその内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、観光バスツアー助成金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知し、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付の決定の取り消し等)

第9条 会長は、詐欺その他不正の行為により助成金の交付を受けた者に対しては、交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。